

福祉のひろば

在日外国人等 高齢者・障害者 福祉給付金

在日外国人等の高齢者および障がいのある方で、現在、年金制度上いずれの公的年金も受給できない方を対象に、在日外国人・障害者福祉給付金を申請月から支給します。支給に当たっては、満たすべき要件が複数ありますので、詳しくはお問い合わせください。

■給付額1万円(月額)※ほかの手当等を受けている方は、その差額を支給します

申請書(地域福祉課で配布)に必要書類を添付し、直接、地域福祉課地域福祉係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-915)へ

善意の輪

市取扱分
◎4月分

【特定寄附】
◆新型コロナウイルス対策支援のために
▽マスク100枚、除菌スプレー
3本、エーザイ株式会社
社会福祉協議会取扱分
◎3月分(敬称略)

【一般寄附】
▽2万円 特定非営利活動法人アビリティッククラブ
▽1万円 東京小金井ロータリークラブ
▽5千円 匿名

ご利用ください 生活困窮者自立相談窓口

経済的に困りの方を対象に、支援員が相談者と共に必要な支援を考え、支援プランを作成するほか、家計管理や債務整理に関する相談支援も行っています。

また、離職等により住居を失うおそれのある方等には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額

を支給します。
■相談窓口 自立相談サポートセンター(社会福祉協議会内 ☎042-386-0295) 地域福祉課生活福祉係(☎042-387-9840)



ヘルプマークを 配布 しています



ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、考案されたマークです。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた際は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。
対義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助

や配慮を必要としている方
■配布場所 自立生活支援課(市役所第二庁舎2階)、障害者福祉センター、子ども家庭支援センター、社会福祉協議会
問 自立生活支援課(☎042-387-9848)



ご紹介 します

ヘルプカード

「ヘルプカードとは」

「ちょっと手助けが必要な方」と「ちょっと手助けしたい方」を結びつきかけをつくるカードで、市内在住の障害者手帳をお持ちの方、難病者福祉手当を受給している方に配布しています。同カードには、適切な支援方法や、必要な配慮などの情報を記載できます。

■配布場所 自立生活支援課(市役所第二庁舎2階)、障害者就労支援センター(同一階)、公民館各館、図書館本館・各分室、障がいのある方の通所施設・関係機関

「ヘルプカード協力店」

ヘルプカードを幅広く周知する目的で、各商店街のご協力のもと商店の店頭等にステッカーを掲示しています。専門的な支援はお店ではできませんが、ステッカー掲示のあるお店は「障がい・難病に理解のあるお店」「ヘルプカードを知っているお店」です。

■ステッカー 掲示店募集
ヘルプカードを周知するため、ステッカー掲示店を募集しています。幅広く知れ渡ることのできるカードですので、ご協力をお願いします。



問 自立生活支援課(☎042-387-9848)

障がいのあるあなたを応援します

障害者就労支援センター

エンジョイワーク・ビジネス

障害者就労支援センター「エンジョイワーク・ビジネス」は、運営をNPO法人りんに委託し、就労を希望する障がいのある方の就労相談や、就労後の悩みなど就労に関する相談を受けています。

障害者就労支援センターは、施設や職業訓練所ではありません。利用する方々の「働きたい」という気持ちを表現させるために必要な支援のネットワークをコーディネートします。

初めて利用する方には「働くこと」に対する状況などを聞き、準備が必要な場合にはそのための基礎訓練の方法を提案します。準備が整ったが自信がなくて不安であるという方には、企業実習や職場体験の相談を受けます。

就労生活の前に、生活・健康面の安定、職場体験を通じての自己理解などの課題がある方には、コーディネーターが共に考え、一緒に解決します。

また就職してからも、安定した職業生活が送れるように必要に応じ、職場などを訪問し、問題があれば解決の方法を雇用先と相談します。さまざまな理由で、職場を離れた方には再就職の支援をします。

ハローワーク、障害者職業センター、職業能力開発施設

設・福祉施設、作業所、保健福祉センター、学校、医療機関、事業主団体などかかわり合いながら、一人ひとりの相談に合わせて、いろいろな形で「働くこと」へのお手伝いをします。

詳しくは、同センターホームページ(<http://ew-business.com>)をご覧ください。
※▽相談に関する個人情報堅く守ります▽支援の流れ・内容は相談者の状況によってそれぞれ異なります

【利用できる方】
▽市内在住で就労を希望する障がいのある方▽就労中の障がいのある方または障がいがあると思われる方と家族※障がい種別、障害者手帳の有無は問いません

【利用案内】
■開所日原則、月曜～金曜日 午前8時30分～正午、午後1時～5時(祝日を除く) 利
用方法相談は、原則として予約制です。電話またはファクスでご連絡ください他▽事業所の方の相談も随時受け付けています▽情報提供スペースを設置していますので、ぜひ、ご利用ください

問 障害者就労支援センター(市役所第二庁舎1階 ☎042-387-9866 FAX 042-380-7765)